

南三陸町立保育所・こども園

重要事項説明書

この重要事項説明書は、南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南三陸町条例第18号）の規定に基づき、南三陸町立保育所及びこども園（特定教育・保育施設）の運営に関する重要事項について文書により説明を行うものです。

本書の内容及び個別の施設利用内容に対し同意いただき、別紙「南三陸町立保育所・こども園重要事項の説明に関する同意書」を提出いただくことで、南三陸町立保育所・こども園を利用していただけます。



南三陸町保健福祉課子育て支援係 (町立保育所・こども園)

南三陸町志津川字沼田 14-3 総合ケアセンター南三陸 1 階
電話 0226-46-1402 FAX 0226-46-4587

1 施設の概要及び基本的事項

(1) 施設概要	1
(2) 開所日、教育・保育を提供する時間、休所日等	2
(3) 職員体制	2
(4) 保護者負担	3
(5) 利用の終了に関する事項	3
(6) 保育の内容に関する相談・苦情に関する事項	4
(7) 賠償責任保険の加入	4
(8) 個人情報の取り扱い	4

2 施設の目的と運営方針等

(1) 運営方針等	5
(2) 納食の提供	6
(3) 特定教育・保育の提供について	6
(4) 保育計画	6
(5) 毎日の保育の流れ	7
(6) 主な年間行事計画	7
(7) 健康診断等	7

3 施設利用に係る留意事項

(1) 新入児童の慣らし保育について	8
(2) 土曜保育について	8
(3) お盆期間及び年度末前後の保育について	8
(4) 児童の送迎について	9
(5) 非常災害時等の対応について	9
(6) 緊急時の連絡等について	9
(7) 保健衛生について	10
(8) 感染症について	11
(9) くすりの服用について	12
(10) 児童虐待について	12

1 施設の概要及び基本的事項

(1) 施設概要

(令和6年2月1日現在)

施設の名称	南三陸町立 志津川保育所	南三陸町立 戸倉保育所	南三陸町立 伊里前保育所	南三陸町立 名足こども園		
所在地	南三陸町志津川字 新井田166番地 1	南三陸町戸倉字 宇津野50番地 10	南三陸町歌津字 伊里前325番地 5	南三陸町歌津字 小長柴67番地4		
電話番号	0226-46-3679	0226-46-9134	0226-36-2062	0226-36-2320		
設置者	南三陸町長 佐藤 仁					
施設管理者	所長 高橋公一	所長 斎藤宏恵	所長 高橋裕香里	園長 高橋和江		
開設年月日	昭和28年7月1日	昭和49年5月1日	昭和35年10月1日	平成28年4月1日		
認可定員	90名	40名	70名	40名		
(再掲) 0歳児	9名	3名	4名			
1歳児	9名	6名	6名			
2歳児	12名	8名	9名			
3歳児	20名	11名	17名	13名		
4歳児	20名	6名	17名	13名		
5歳児	20名	6名	17名	14名		
嘱託内科医	南三陸町病院事業(南三陸病院)					
嘱託歯科医	阿部 純子(志津川歯科クリニック)		小野寺 勉			
実施する事業	保育所事業 延長保育事業					
自己評価の概要	保育所保育指針(厚生労働省告示)に基づく自己評価(保育所・職員)					
職員研修の状況	職種及び経験年数に応じ各種研修の受講、併せて内部研修も実施					
第三者評価	利用保護者等からの各種調査による評価					
敷地面積	4,492.08 m ²	4,786.05 m ²	4,753.00 m ²	3,975.00 m ²		
建物構造	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建		
延床面積	745.75 m ²	563.91 m ²	663.24 m ²	441.45 m ²		
乳幼児・ほふく室	1室 65.36 m ²	1室 33.12 m ²	1室 55.28 m ²	1室 47.94 m ²		
保育室	4室 172.55 m ²	3室 108.22 m ²	4室 153.88 m ²	2室 95.88 m ²		
遊戯室(ホール)	143.84 m ²	117.45 m ²	116.64 m ²	104.34 m ²		
調理室	38.34 m ²	31.46 m ²	39.06 m ²	24.84 m ²		
調乳室	4.64 m ²	5.26 m ²	4.86 m ²			
幼児用トイレ	幼児用 23.15 m ² 乳児用 11.18 m ²	幼児用 14.17 m ² 乳児用 5.44 m ²	幼児用 18.12 m ² 乳児用 6.48 m ²	幼児用 15.01 m ²		
医務室	9.5 m ²	14.85 m ²	12.15 m ²			
屋外遊技場	1,305 m ²	496.3 m ²	2,058 m ²	882.0 m ²		

(2) 開所日、教育・保育を提供する時間、休所日等

(令和6年2月1日現在)

認定区分	1号認定（教育認定）	2号認定・3号認定（保育認定）
開所日	月曜日から金曜日まで	月曜日から土曜日まで
利用時間帯	午前8時30分から午後1時00分まで	保育標準時間認定の場合 午前7時30分から午後6時30分まで 保育短時間認定の場合 午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育対応時間		保育標準時間認定の場合（30分100円） 午後6時30分から午後7時00分まで 保育短時間認定の場合（30分100円） 午前7時30分から午前8時30分まで 午後4時30分から午後7時00分まで
休所日	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日 ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・学年始休業日：4月1日から4月7日まで ・夏季休業日：7月21日から8月25日まで ・冬季休業日：12月24日から翌年1月7日まで ・学年末休業日：3月25日から3月31日まで ・その他町長が認めた日 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 ・その他町長が認めた日

(3) 職員体制

(令和6年2月1日現在)

施設の名称	志津川保育所	戸倉保育所	伊里前保育所	名足こども園
所長・園長	1名	1名	1名	1名
主任保育士	1名	1名	1名	1名
保育士	12名	6名	11名	5名
(再掲) 常勤	11名	5名	11名	4名
非常勤	1名	1名	0名	1名
非常勤保育補助員	3名	1名	2名	1名
栄養士	1名		1名（保健福祉課兼務）	
調理員	4名	3名	6名	
(再掲) 常勤	1名	1名	1名	
非常勤	3名	2名	5名	

(4) 保護者負担

保育料及び副食費保護者負担金については、入所決定時に入所決定期間分の納付書を交付しますので、口座振替または金融機関・コンビニエンスストアで納付してください。

また、延長保育料については、月末締めで翌月10日までに納付書を交付しますので、金融機関・コンビニエンスストアで納付してください。

ア 新規入所児童

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	0円	0円	所得により町が決定
副食費保護者負担	月額3,500円	月額4,500円	0円（保育料に含む）
延長保育料		30分につき100円	30分につき100円
その他実費負担 (保育用品)	4,000円程度	4,000円程度	3,500円程度 ※0～1歳児は1,300円 程度
(ワークブック) ※5歳児のみ	450円程度	450円程度	

イ 繼続入所児童

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	0円	0円	所得により町が決定
副食費保護者負担	月額3,500円	月額4,500円	0円（保育料に含む）
延長保育料		30分につき100円	30分につき100円
その他実費負担 (保育用品)	2,100円程度	2,100円程度	3,200円程度
(ワークブック) ※5歳児のみ	450円程度	450円程度	

(5) 利用の終了に関する事項

南三陸町立保育所条例（平成17年条例第100号）第7条の規定に基づき次のいずれかに該当するときは保育の提供を終了します。

- ・ 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める保育を必要とする事由に該当しなくなったとき
- ・ 児童が感染症にかかったときその他特に必要があると認めるとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(6) 保育の内容に関する相談・苦情に関する事項

ご利用いただく皆様の苦情に適切な対応を行うことにより、満足度を高め個人の権利の擁護と適正利用を支援するために、苦情解決制度を設けています。

相談・苦情受付担当者	主任保育士
相談・苦情解決責任者	所長、園長
第三者委員	南三陸町社会福祉事業等実施に関する苦情解決制度実施要綱（平成17年告示第11号）に基づき第三者委員として選任された者

(7) 賠償責任保険の加入

児童が保育中（登所時・降所時を含む）怪我などをした場合に備えて、治療費等の一部が保障される保険に加入します。掛け金等は各施設で負担します。

保険会社	独立行政法人スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付制度

(8) 個人情報の取り扱い

保育を提供する上で知り得た児童、保護者及び家族の情報を秘密として扱い、次の目的の場合を除き、同意なく第三者への提供はいたしません。

- ・ 児童の保育、健康及び安全管理
- ・ 法令に基づく要請
- ・ 保育提供について他の機関との連携
- ・ 個人を特定しない統計データ活用
- ・ 未納額の請求及び徴収（滞納処分）

2 施設の目的と運営方針等

(1) 運営方針等

施設の目的	保育所 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進すること こども園 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進すること
運営の方針	基本方針 保育所及びこども園は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって、極めて重要な時期に、生活の大半を過ごす場所であり、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。
	保育理念 いきいきと健やかに毎日をすごし、自信と意欲をもって未来をいきる子どもを育てます。
	保育目標 (めざす子どもの姿) ○心身ともに元気な子ども ○豊かな感性と思いやりのある子ども ○よく考えて行動できる子ども
	保育方針 ○家庭と連携し、子どもの健全な心身の発達を目指すとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、安心で安全な環境の充実を図ります。 ○五感を使ったさまざまな経験を通して興味や関心を持ち、しなやかで豊かな心を育みます。 ○人とのかかわりの中で、愛情や信頼を培い、意欲をもって主体的に行動できる力を育てます。

(2) 給食の提供

給食の方針	給食は食育の一環と位置付け、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発育・発達過程に応じた取組を進めます。
給食目標	「食欲があり、食べることを楽しむ子ども」 乳幼児期は、心身ともに大きく育つ時期です。食事を通して望ましい食習慣を身につけ、楽しく食べる子どもに育てていきます。
食育目標	○「お腹がすくリズムのもてる子ども」 ○「食べたいもの、好きなものが増える子ども」 ○「一緒に食べたい人がいる子ども」 ○「食事づくり、準備にかかわる子ども」 ○「食べ物を話題にする子ども」
昼食・おやつ	3歳未満児 10時おやつ、昼食(完全給食)、3時おやつ 3歳以上児 昼食(副食のみ提供・白いご飯持参)、3時おやつ 土曜保育 土曜日の昼食は弁当持参 費用 3ページ「(4)保護者負担」のとおり 献立表等 毎月、月末に翌月分を配付
アレルギー等への対応	アレルギー食物の除去については、主治医診断書に基づき実施します。ただし、対応が著しく困難な場合は、給食の提供ができないことがあります。
衛生管理等	・調理および給食(保育を含む)に携わる者は、全員、毎月検便を行っています。 ・給食施設届出を保健所に届出済みです。

(3) 特定教育・保育の提供について

保育所は、「保育所保育指針」に基づき、こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、全体的な計画を作成し、保育及び教育を進めています。

入所児童の家庭・地域の実態を考慮して、一貫性のある保育及び教育を行っています。

就学前児童については、小学校との連携を図り、保育所は「保育所児童保育要録」を、こども園は「幼保連携型認定こども園園児指導要録」に準じた要録を小学校に提出します。

(4) 保育計画

クラス	保育計画の概要
0歳児	個々の生活リズムを整え、基本的な生活習慣を養う
1歳児	安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える
2歳児	衛生的で安全な環境で心身ともに快適な生活を送る
3歳児	保育者や友達と遊ぶ中で、自分のしたいこと、言いたいことを言葉や行動で表現する
4歳児	保育者や友達と一緒に遊びながら、つながりを広げて集団としての行動ができる
5歳児	生活や遊びの中で一つの目標に向かい、力を合わせて活動し達成感や充実感をみんなで味わう

(5) 毎日の保育の流れ

ア 1号認定（教育認定）

クラス	8:30	9:30	10:00	11:30	12:30~ 13:00
満3歳～ 5歳児	登所 健康観察 自由遊び	片付け (年齢に応じ)	保育活動 (年齢に応じ)	給食準備 給食	降所 (迎え順に)

イ 2号認定・3号認定（保育認定）

クラス	8:30	9:30	10:00	11:30	12:30	15:30	16:00	16:30
0～2歳児	登所 健康観察 自由遊び	片付け おやつ	保育活動 (年齢に応じ)	給食準備 給食	午睡準備 午睡	おやつ 遊び	降所 (迎え順に)	夕方保育
3～5歳児	登所 健康観察 自由遊び	片付け (年齢に応じ)	保育活動 給食	給食準備 午睡	午睡準備 おやつ	遊び	降所 (迎え順に)	夕方保育

(6) 主な年間行事計画（当初計画であり、年度中に変更になる場合があります。）

月	志津川保育所	戸倉保育所	伊里前保育所	名足こども園
4月	入所式	入所式、防災教室	入所式、防災教室	入園式
5月	交通安全教室、防災教室	交通安全教室	交通安全教室、不審者訓練	交通安全教室、防災教室、不審者訓練
6月	保育参観、不審者訓練	保育参観、不審者訓練	保育参観	保育参観
7月	プール開き、七夕会	プール開き、七夕会、縁日ごっこ	プール開き、七夕会	プール開き、七夕会、縁日ごっこ
8月	縁日ごっこ		縁日ごっこ	
9月	運動会	運動会		運動会
10月	総合避難訓練	総合避難訓練	運動会、総合避難訓練	総合避難訓練
11月	七五三、生活発表会	七五三、生活発表会	七五三	七五三、生活発表会
12月	クリスマス会	クリスマス会	生活発表会、クリスマス会	クリスマス会
1月	正月伝承あそび	正月伝承あそび	正月伝承あそび	正月伝承あそび
2月	豆まき	豆まき	豆まき	豆まき
3月	ひな祭り、お別れ会、修了式	ひな祭り、お別れ会、修了式	ひな祭り、お別れ会、修了式	ひな祭り、お別れ会、卒園式
毎月	誕生会、避難訓練、身体測定	誕生会、避難訓練、身体測定	誕生会、避難訓練、身体測定	誕生会、避難訓練、身体測定
その他	サッカー教室、体操教室、幼年消防クラブ、交通安全こじかクラブ			

※ 年間行事は、施設ごとに地域の特性を生かした様々な行事を行います。

(7) 健康診断等

身体測定	毎月1回、身長・体重の測定を行います。 結果については児童票（成長記録票）へ記録し、おたより帳へ記載します。
内科健診	年2回、嘱託医による健診を行います。 個別に結果をお知らせします。
歯科健診	年2回、嘱託医による健診を行います。 個別に結果をお知らせします。

3 施設利用に係る留意事項

(1) 新入児童の慣らし保育について

乳幼児は、急激な環境や生活の変化には適応することができないため、親子分離が難しく、不安や心身の疲労等を起こします。これらを和らげ、無理なく集団生活が行えるように、その年齢に応じた慣らし保育を行います。

年齢	日数	時間
0歳児・1歳児・ 2歳児	入所した日から4日程度	午前8時30分～午前10時30分
	" 5～6日程度	午前8時30分～午前12時（給食あり）
	" 7日程度	通常保育
3歳児・4歳児・ 5歳児	入所した日から2日程度	午前8時30分～午前11時
	" 3日程度	午前8時30分～午前12時（給食あり）
	" 4日程度	通常保育

※慣れる状況が児童により異なりますので日数や時間帯は目安であり、状況により変更になることがあります。なお入所式当日は慣らし保育期間に含みません。

(2) 土曜保育について

ア 土曜日の保育は、町立4施設を集約して、2施設（志津川保育所、伊里前保育所）での希望保育となります。

イ 登所される子どもの年齢や人数に合わせて、職員を配置する必要がありますので、保育を希望される場合は、利用する前月の20日までに「土曜集約保育利用確認書」を提出ください。

なお、保護者の病気など緊急やむを得ない理由により、急きょ土曜保育を利用したい場合には、ご相談ください。

【集約施設】

土曜保育施設	保育施設
志津川保育所	志津川保育所・戸倉保育所
伊里前保育所	伊里前保育所・名足こども園

ウ 土曜保育時には給食の提供はありませんので各自弁当を持参してください。

お弁当には「愛情が伝わる」「おかげのリクエストやお弁当の感想などで親子のコミュニケーションがとれる」など、心も身体も元気になる要素がたくさんあります。めん類だけ、パンだけなど一種類だけのお弁当にならないよう主食（ご飯・パン類）、主菜（卵・肉・魚）、副菜（野菜）をバランスよくつめるよう工夫をお願いします。

(3) お盆期間及び年度末前後の保育について

ア お盆期間（8/13～8/16）及び年度末前後の期間（3/30～4/3）については、希望保育といたします。

保護者の休暇等で、家庭での保育が可能な場合は御協力をお願いいたします。

なお、事前に利用希望調査を行いますので、出勤等で保育が必要となる方については、期限までに提出してください。

イ 希望保育時には給食の提供はありませんので各自弁当を持参してください。

(4) 児童の送迎について

- ア 児童の送迎は、保護者または同居の家族にお願いします。
送迎時の児童の受け渡しは、必ず職員に声をかけてください。
やむを得ず、家族以外の送迎になる場合には、保育所（こども園）に連絡をお願いします。
- イ 登所時と降所時に送迎する方には「保育時間確認表」の記入をお願いします。
- ウ 登所時間は午前9時までです。遅れる場合や欠席する場合は、必ず午前9時までに連絡をお願いします。
- エ 車での送迎の時には、児童が飛び出さないよう周囲に注意するとともに、安全のためにチャイルドシート等の着用をお願いします。また、車上狙い等防犯上の理由から、駐車する際は、施錠し車内には貴重品を置かないようにしてください。

(5) 非常災害時等の対応について

- ア 災害などの緊急時には、南三陸町メール配信サービスを利用し、保育所（こども園）から一斉緊急メールにより登録者全員に情報の発信を行います。この緊急メールを受信するには、南三陸町メール配信サービスへの登録が必要となりますので、別紙「メール配信サービス登録手順」を参考に登録願います。
また、状況に応じ、保育所（こども園）から電話等による緊急連絡もありますのでご承知ください。
- イ 津波警報・注意報等の災害警報が発表された場合、児童は、保育所（こども園）内に退避し、安全を確保します。児童のお迎えは、まず保護者自身の安全確保を最優先し、保育所（こども園）までの経路に危険があると判断する場合や停電等により情報が入手できない場合などには、安全な場所に退避する等、各自適切な対応をお願いします。
また、災害発生時等の児童の引渡しは、引き渡しカードに記入している家族等に限定して行います。事故等を未然に防ぐために、免許証等で本人確認をさせていただきます。
- ウ 非常時の対応については、「災害発生時の保育所・こども園児童引き渡しマニュアル」により対応します。
- エ 有事に備え、火災・地震及び津波を想定した避難訓練を、毎月実施します。

(6) 緊急時の連絡等について

- 保育中に、怪我や容態の急変などがあった場合は、保護者に連絡をし、主治医あるいは嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
また、保護者や緊急連絡先との連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当施設が責任をもってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご承知願います。

(7) 保健衛生について

家庭生活から集団生活に入ることで環境が変わり、毎日の規律ある生活と大勢の友だちの中で体力的・精神的にだいぶ疲れますので、早寝をさせるようにし、子どもの行動や健康管理には十分注意してください。

ア 登所する前に

排泄について	排泄は健康の状態を判断する目安となります。 便秘、消化不良、下痢便などよく注意してください。 毎朝、登所前に排便する習慣をつけましょう。
体調について	朝、目覚めて元気がない、顔色が悪い、体調がすぐれない、食欲がない等、普段と違うときは必ず職員に声をかけてください。
検温について	健康状態の把握のために、毎朝の検温をお願いします。 検温後は忘れず検温表に記入してください。 子どもの平熱を知っておくことが、健康管理に大切です。 37.5℃以上の場合はご家庭で様子を見てください。

イ 保育所・こども園内のこと

- 保育中に37.5℃以上の発熱を確認し、子どもが次のような状態の場合には、保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。
 - ・元気がなく機嫌が悪いとき
 - ・咳で眠れず目覚めるとき
 - ・排尿回数がいつもより減っているとき
 - ・食欲がなく水分が摂れないとき
- 十分注意して保育を行っていますが、集団生活ですので小さな怪我（擦り傷、切り傷、鼻血、こぶなど）をすることがありますので、ご了承ください。
- 緊急時に備えて連絡先は、必ず明記してください。
- 急病などの際、医療機関を受診する場合もありますので、かかりつけの医療機関などを記入（家庭生活調査票）してください。

ウ 予防接種、健診について

集団生活をするにあたって、予防接種はできるだけ早く済ませ、子どもたちを伝染病から守りましょう。また、健診は必ず受けましょう。

エ フッ化物洗口について

南三陸町では、むし歯予防の目的のため、4歳児・5歳児の希望者にフッ化物洗口を実施しています。

オ その他

持病（ひきつけ、喘息、脱臼、アレルギー疾患など）や保育するうえで注意しなければならないことがありますたら、必ずお知らせください。

また、子どもの成長や心身の発達状況について気になることがありましたら、いつでも保育所・こども園の職員にお話しください。

(8) 感染症について

保育所（こども園）は、乳幼児が集団で長時間共に過ごす場ですので、感染症の集団発生や、流行をできるだけ早期に発見し防ぐことが重要です。

かかりつけの医師により集団生活に支障がないと診断され、登所を再開する場合には、医師の診断を元に「登所・登園届」を保護者が記入し、保育所（こども園）に提出願います。

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日間を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症24時間前から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう） 帯状疱疹	発疹出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染症の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（ブルーネル）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎（流行り目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、適正な抗生物質剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (0157, 026, 0111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
伝染性膿瘍（とびひ）	—	皮疹が乾燥しているか、浸潤部位が覆い隠せる程度のこと
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

※ その他、原因不明な発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状があるとき

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としています。

※ 保育所（こども園）では、厚生労働省より示された「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき感染症対策に取り組んでおります。

(9) くすりの服用について

投薬（与薬）は医師に代わって保護者が依頼された医療行為です。保護者が責任をもって行うものであり、基本的に保育所（こども園）では薬を預かることは出来ません。

しかし、「保育中にどうしても服用させなければならない」という薬に限り預かり、保護者に代わって服用させていますので、安全を期するため下記について御協力願います。

- 1 薬は児童を診察した医師が処方したものに限る。
- 2 保護者の個人的な判断で持参した薬には対応できない。
- 3 症状を判断して与えなければならない場合は、その都度保護者に連絡のうえ判断することになる。
- 4 使用する薬は1回ずつに分け当日分のみ持参し、袋や容器に児童の名前を記載する。
- 5 座薬の投薬は一切受け付けない。
- 6 くすり投薬依頼票を提出し、薬は直接職員（保育士）に手渡すこと。

(10) 児童虐待について

たとえ、親から愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えるとすれば、それは「虐待」であるといえます。「やりすぎではないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談・通報してください。

ア 通告の義務

児童福祉法第25条の規定に基づき、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。「児童虐待かも」と思ったらすぐに「189（いちはやく）」にお電話願います。相談や通報は、匿名で行うことでもでき、連絡者や連絡内容に関する秘密は絶対に守られます。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。



イ 児童虐待の定義

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

ウ 保育所・こども園の義務

保育所・こども園には、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した場合の通告義務に併せて「児童虐待の早期発見」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」

「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が課せられています。



南三陸町